

○経済産業省令第七十六号

高压ガス保安法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百八十六号）の施行に伴い、並びに高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十七条の四第一項第二号及び第五十七条並びに高压ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第二条第三項第四号の規定に基づき、冷凍保安規則及び一般高压ガス保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月二十日

経済産業大臣 萩生田光一

冷凍保安規則及び一般高压ガス保安規則の一部を改正する省令

（冷凍保安規則の一部改正）

第一条 冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用</p>

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 「略」

三 不活性ガス へリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）

三の二〇七 「略」

2 「略」

（冷凍保安責任者の選任等）

第三十六条 「略」

2 「略」

3 法第二十七条の四第一項第二号に規定する冷凍保安責任者を選任する必要のない第二種製造者は、次の各号のいずれかに掲げるもの

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 「略」

三 不活性ガス へリウム、二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）

三の二〇七 「略」

2 「略」

（冷凍保安責任者の選任等）

第三十六条 「略」

2 「略」

3 法第二十七条の四第一項第二号に規定する冷凍保安責任者を選任する必要のない第二種製造者は、次の各号のいずれかに掲げるもの

とする。

一 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して
高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷
凍能力が三トン以上（ヘリウム、ネオン、
アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン
、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（
可燃性ガスを除く。）又は空気にあつては
、二十トン以上。アンモニア又はフルオロ
カーボン（可燃性ガスに限る。）にあつて
は、五トン以上二十トン未満。）のものを
使用して高圧ガスを製造する者

二 「略」

（冷凍設備に用いる機器の指定）

第六十三条 法第五十七条の経済産業省令で定
めるものは、もつぱら冷凍設備に用いる機器

とする。

一 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して
高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷
凍能力が三トン以上（二酸化炭素又はフル
オロカーボン（可燃性ガスを除く。）にあ
つては、二十トン以上。アンモニア又はフ
ルオロカーボン（可燃性ガスに限る。）に
あつては、五トン以上二十トン未満。）の
ものを使用して高圧ガスを製造する者

二 「略」

（冷凍設備に用いる機器の指定）

第六十三条 法第五十七条の経済産業省令で定
めるものは、もつぱら冷凍設備に用いる機器

(以下単に「機器」という。)であつて、一日の冷凍能力が三トン以上(ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性ガスを除く。))又は空気にあつては、五トン以上。)の冷凍機とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(以下単に「機器」という。)であつて、一日の冷凍能力が三トン以上(二酸化炭素及びフルオロカーボン(可燃性ガスを除く。))にあつては、五トン以上。)の冷凍機とする。

(一般高圧ガス保安規則の一部改正)

第二条 一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(燃焼性の基準)

第百一条 令第二条第三項第四号の難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 次のイ及びロのいずれにも該当しないこと。

イ 爆発限界の下限が十パーセント以下のもの

ロ 爆発限界の上限と下限の差が二十パーセント以上のもの

二 前号イ又はロに該当するものであつて、同号と同等程度の難燃性を有するものとして経済産業大臣が定めるものに適合すること。

(燃焼性の基準)

第百一条 令第三条表第一号上欄の難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準は、次の各号のいずれかとする。

一 次のイ及びロのいずれにも該当しないこと。

イ 爆発限界の下限が十パーセント以下のもの

ロ 爆発限界の上限と下限の差が二十パーセント以上のもの

二 経済産業大臣が定める基準。

(第一種製造者に係るガス処理容積の算定方法)

第百二条 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値は、次のとおりとする。

$$T \parallel 100 + (2 / 3) \cdot S$$

この式において、T及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。

T 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値(単位 立方メートル)

S 当該事業所における令第三条表第一号の第一種ガスに係る圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積(単位 立方メートル)であつて、零立方メートルを超え三百立方メートル未満であるもの

(第一種製造者に係るガス処理容積の算定方法)

第百二条 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値は、次のとおりとする。

$$T \parallel 100 + (2 / 3) \cdot S$$

この式において、T及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。

T 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値(単位 立方メートル)

S 当該事業所における令第三条表第一号で規定する第一種ガスに係る圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積(単位 立方メートル)であつて、零立方メートルを超え三百立方メートル未満であるもの

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和三年十月二十七日）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。